

# 病気（私傷病）等の ブランクを

## 克服できる人事制度の あり方



## 年々増大する労働負荷と疾病発生状況

近年、企業における合理化等が著しく進展する中、仕事内容が質量ともに高度化し、労働者1人にかかる労働負荷も年々増大しつつあるという指摘が多く聴かれます。

こうしたなか、少なからぬ企業が従業員の健康維持対策や労働災害の発生防止に力を入れているところではありますが、これら労働負荷の増大を遠因としたり、あるいはごく最近話題となっている「メタボリック症候群」等が一因となったりして、職場においてメンタル面の疾患を含めた私傷病全般が増えていると言われていています。

## 病気（私傷病）等のブランクを克服するための人事制度の現状把握

企業で働く者が私傷病になり、このための休暇・休職により勤務ブランクが生じてしまった場合、現状、企業各社がどの程度の期間の雇用保障をしているか、その間の賃金保障や復職に向けた訓練・精神的フォロー、万が一退職に至らざるを得なかった場合の再就職フォロー等に、制度面・運用面でどの程度取り組んでいるかについては、確たる統計データもなく、公にも適切なガイドラインを設定しづらい状況にありました。

## 病気（私傷病）等のブランクを克服できる人事制度のあり方

本パンフレットはアンケートを用いて上記に関する実情を把握し、企業が制度整備等に取り組む際の「相場感」を示しています。

近年、ワークライフバランス（「仕事と私生活を両立させること」）の実現に向けた議論等が活発化する中、今後、労働者が「長期間勤め続けたい」とする企業は「私傷病によるブランクを克服できる配慮や制度があること」が条件のひとつになる可能性が想定されます。中長期的に「人手不足」が見込まれるわが国において、「私傷病を発生させない取り組み（健康管理体制の充実）に積極的」とみなされる企業は、そうでない企業と比べて優位な立場に立つ可能性があります。また万が一、私傷病を患っても治療・回復に向けた十分な休業制度が確立されていたり、その期間中の生活保障がしっかりとっていたり、あるいは復職に向けた支援体制が個人にとって安心できるものであったりすること等は、優秀な人材を確保するための必要条件となりうる可能性が高いといえるでしょう。

もっとも自社従業員の「私傷病によるブランクの克服」に企業がどれだけ手を貸すかは、法定部分を除けば、各企業のポリシーや体力によって左右されることも事実です。いずれにせよ、企業にとって重要な資源のひとつである「人材」が安心して働けるようにするためには、今回パンフレットで示されている「相場感」を参考に、一定の制度整備等を推進していくことが望まれます。

## 従業員の健康管理のために整えなければならないインフラ

### ★産業医の選任★

事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事をできるように、常時50人以上の労働者を使用する事業場（すべての業種）は、医学に関する知識について一定の要件を備えた産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わなければなりません（労働安全衛生法）。

常時使用する労働者	産業医の選任人数
50人以上500人未満	1名以上
500人以上1,000人未満	1名以上 （ただし下記に掲げる業務に従事させる事業場は専属産業医）
1,000人以上3,000人未満	専属産業医1名以上
3,000人以上	専属産業医2名以上

\*専属産業医とは、産業医としてもっぱらその事業場における産業医の業務に従事する者

- イ 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化窒素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

### ★長時間労働者に対する医師の面接指導★

すべての事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて医師による面接指導を行わなければなりません（改正労働安全衛生法）。

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対し、

- ◇各種健康相談、
- ◇個別訪問による産業保健指導
- ◇産業保健情報の提供
- ◇長時間労働者への面接指導の相談

などの各種産業保健サービスを無料で提供しています。お近くの地域産業保健センターまでお問合せください（5ページご参照）。